

松江市一時預かり きょうだい利用負担軽減事業のご案内

一時預かり事業をきょうだいで同時に利用する世帯を対象に、松江市内の認可保育所等における一時預かり事業の2人目以降児童分利用料を一部助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

一時預かり事業とは

保育園（所）・幼稚園などに在籍していない就学前のお子さんを、冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどのため一時的に保育園（所）などで預かる事業です。

助成対象者

次のすべてに該当する場合が対象となります。

1. 松江市に住民票がある、保育園（所）や幼稚園に在籍していない就学前児童
2. 同施設で、同日にきょうだいで一時預かり事業を利用した場合の2人目以降の児童

利用料

1回あたりの利用料が、**2人目以降は半額**となります。
(1人目（年齢が上）のお子さんは通常どおりの利用料をご負担ください。)

	4時間未満の利用		4時間以上の利用	
	1人目	2人目以降（半額）	1人目	2人目以降（半額）
3歳未満児	800円	400円	1,600円	800円
3歳以上児	650円	330円	1,300円	650円

対象施設

松江市内で一時預かり事業・一時保育事業を行う認可施設。



助成方法

一時預かり事業

手続きは不要ですが、利用時に松江市民であること及びきょうだいであることがわかるもの（こども医療費受給資格証など）を施設へご提示ください。

【お問い合わせ】

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 運営係
〒690-8540 松江市末次町 86 番地 TEL 0852-55-5498
(平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)